

令和5年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和5年9月27日(水) 午後1時30分～午後3時18分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 菱田秀雄、笹本みゆき、徳田稔、柿崎ひとみ、高橋和子、杉本芳江、小川肇、大戸規彰、前里恵、森田秀司、小川恵子、濱中供子、半澤比呂美、沢本善弘
事務局	田村福祉保健部長、石野社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、石川福祉総務係長、西野福祉総務係主査、今野障害福祉係長、渡部障害福祉係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、西間木介護保険係長、浦野介護保険係主査 平野福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料1-1 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系・骨子(案)
- ・事前資料1-2 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)
- ・事前資料2-1 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期) 施策の体系(案)
- ・事前資料2-2 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(イメージ案)
- ・事前資料3 令和5年度第2回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

1 開会(福祉保健部長)

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度、第3回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は(西村委員、早田委員、諏訪委員、佐々木委員、土谷委員、波多野委員)が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

2 委嘱状の交付

事務局： はじめに、次第の2、委嘱状の交付を行います。

福生ボランティア市民活動センターより、障害者団体の代表として、柿崎ひとみ委員を御推薦いただいたので、本日、委嘱状を交付いたします。

本来でしたら、加藤市長より委嘱状をお渡しするところではございますが、他の公務の都合で、本日は福祉保健部長の田村が代行いたします。委嘱状は2枚ありまして、委員の自席にてお渡ししますので、その場でお待ちください。

～ 委嘱状の交付 ～

それでは、柿崎様より一言御挨拶いただければと思います。

～柿崎委員あいさつ～

柿崎委員ありがとうございます。

3 会長あいさつ

会 長： 事前資料が多くて、なかなか目を通すのが大変とは思いますが、読みながら議論を進めていけたらと思います。

4 議題

(1) 次期障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の(案)について

会 長： それでは、本日の議事に入ります。

議題(1)、次期障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系・骨子(案)について説明します。事前資料1-1を御覧ください。事前資料1-1はA3のものが両面で2枚のホチキス止めとなっており、両面に掲載をしています。本日説明させていただきますのが、次期計画である令和6年度から8年度までの福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系・骨子となっています。

初めにこの資料の構成について説明させていただきます。一番左側の列が令和3年度から5年度までの【福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】の現行計画となっており、基本目標1から次ページ以降に基本目標4までの体系を掲載しています。

その右側が【国・市の方針】と見出しがなっていますが、国の第5次障害者基本計画の概要及び1ページの裏面の下段に【市の方針】として、現行の第5期福生市総合計画の中に規定されている障害者施策に関する事業指標を記載しています。国の第5次計画は令和5年3月に策定されたもので、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられるもので、令和5(2023)年度からの5年間を対象とするものです。

【国・市の方針】の列の右側の列が【都の方向性】となっており、東京都障害者・障害児施策推進計画による方向性を掲載しています。国及び東京都の計画と福生市障害者計画の関連ですが、福生市が策定する次期計画は、国及び東京都が策定した上位計画のほか、市の総合計画などの他の福祉計画の内容も踏まえつつ、福生市の障害者施策を総合的に推進していくものです。

都の方向性の列の右隣が【福生市の課題】となっています。こちらについては、令和4年度に実施した実態調査に基づき福生市の課題として掲載させていただいたところです。

さらにその右隣りが福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計

画の体系（案）です。こちらは現時点での体系（案）として、今後施策の方向や施策に変更が生じる可能性があります。次期障害者計画の体系・骨子の検討について、内容も多岐にわたるため、国の方針や東京都の方向性について、要点、特に次期計画に新たに反映される部分を中心に説明します。

左側から2列目の【国・市の方針】の御確認をお願いします。冒頭に申し上げた国の第5次障害者基本計画の概要です。概要以下11の分野で各論の内容が構成されています。資料の内網掛け部分については前期の計画から新たに追加された項目です。「1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」では、社会のあらゆる場面における障害者差別の解消や障害福祉サービス事業所等における虐待防止、虐待の早期発見や防止に向けた取組などが規定されています。

番号が飛びまして6番をお願いします。「6. 保健・医療の推進」の項目では、精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消、切れ目のない退院後の精神障害者への支援等が規定されています。令和6年度からの総合支援法の一部改正により施設や病院からの地域移行や支援の充実についての内容も盛り込まれますので市の次期計画にも反映させたいと考えています。

1ページの裏面をお願いします。「8. 教育の振興」ではインクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備について示されており自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及等が示されています。障害児の支援については行政内においても、切れ目のない支援ということが言われていることから、教育委員会との連携についても次期計画に盛り込みたいと考えています。

同じ列の下段に記載があります、【市の方針】ですが、こちらは第5期福生市総合計画より障害者及び障害児の記載の抜粋です。

施策推進の基本事業として、「28 障害者（児）福祉の充実」では、障害者（児）が地域で自立した生活を送り、居場所を得られるように生活介護サービスや共同生活援助サービス、放課後等デイサービスをはじめとする各種事業を展開していくとしています。

「29 障害者（児）の社会参加の促進」では障害者（児）の自立と社会参加を課題としています。障害者の就労については、企業に就職しても早期に離職してしまうなど、就労継続に関しては依然として課題の1つとなっており、「障害者職場体験実習」等を実施し、障害者（児）が段階を経て継続的に社会参加に取り組めるよう、機会や場の提供に努めることとしています。

次に1ページの表面に戻り、「都の方向性」をお願いします。こちらは東京都障害者・障害児福祉計画です。基本理念1から3及び施策目標1から5までで構成されています。1ページ表の上段、施策目標の1「共生社会実現に向けた取組の推進」の内、「1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組」の中で【主な計画事業】として「心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援」、「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業等」を実施するとしています。市におきましても社会や環境にあるバリアをなくしていくことに対する普及啓発やデジタル技術を活用したコミュニケーション支援の普及を図りたいと考えています。計画事業と

して「3 入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続支援」と記載しています。福祉施設入所者や精神病院からの地域生活への移行について計画事業としており、市においても地域移行について計画に反映のうえ事業展開をしたいと考えています。

1 ページ表面にお戻りいただき、福生市の課題です。中段やや下にある基本目標1の「(3) 障害福祉サービスの充実」では障害者生活実態調査の結果を踏まえて、適切な支援が行えるように居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実を検討していきたいと考えています。

1 ページ裏面をお願いします。中段よりやや上段にございます基本目標2では子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくりとして「(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援」について、2つ目の○(マル)、「障害のある子どもが地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められる」、また、「(2) 切れ目のない障害児サービスの充実」では、「障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援の提供が必要」とありますが、令和6年4月開設予定の児童発達支援センターではこれらの課題を解決すべく、庁内の関係部署や特別支援学校や保健所等の関係機関、民間事業所とも連携して障害児や保護者の支援をしていく予定です。

2 ページの表面をお願いします。中段のやや下に「(4) 就労の支援・促進」では「障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要」、2つ目の○(マル)で「一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害の理解促進に積極的に取り組んでいく必要がある」とあります。こちらについては、令和6年4月施行の障害者総合支援法の一部を改正する法律の中でこれまでの障害者雇用施策と障害者就労支援施策に加えて新たに、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)の創設やハローワークはこの支援を受けた者に対してアセスメント結果を参考に職業指導等を実施することなどが新たに制度化されるほか、一般就労への移行、定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者の連携先として、障がい者就業・生活支援センターが規定されることとなります。これらの国や都の方針と福生市の課題を踏まえて、次期計画の体系案を示しています。これまで説明させていただいた内容は、次期計画に盛り込む内容です。

事前資料1-2は、計画書のイメージを御確認いただくために作成した資料です。障がい者手帳の登録者数や特別支援学級等の児童生徒数、17ページから障害者生活実態調査の一部抜粋等を掲載しています。現在昨年に実施した実態調査結果の分析及びそちらを踏まえた施策について検討し、成果目標についても今後設定していく予定です。次回の地域福祉推進委員会で内容が固まったものをお示しさせていただく予定です。イメージとして参照してください。説明は以上です。

会 長： 只今の説明、資料内容を踏まえて質問のある方はいますか。

委員： 事前資料1-1の2ページの「(3) 外出支援施策の推進」について、施策の中に福祉バス利用促進があります。こちらについての要望なのですが、福祉バスは日曜日に運行しておらず、日曜日に開催されるイベントに参加したい方等にとって苦になっているという話をよく聞きますので、日曜日の運行も検討していただきたいです。

事務局： 福祉バスにつきましては、福祉施設を御利用いただくために運行しています。現状、土曜日は運行していますが、平日に比べて乗車率は低く、日曜日の運行では、より利用者は少なくなることが予想されるため、運行は難しいと考えています。イベントに関しては、例えば敬老大会の際には担当課として送迎バスの手配等を実施しているほか、他が主催のイベントについては福祉バスが運行している土曜日に行事を開催するよう検討を依頼する等の対応をしています。

委員： 事前資料1-1の1ページの「(6) 地域の安全と災害時を想定した対応」について、災害時の避難行動支援希望者に対する支援方法はどのように行うのか伺いたいです。

事務局： 台風のような事前に被害が起こることが数日前から予想できる場合は、市から発出される避難情報に応じて、市役所、及び社会福祉協議会、消防署、警察等で連携して避難支援を行う想定をしています。

会長： デジタル技術を活用した障害者福祉サービスについて、施策でも触れられていますが、質問させてください。事前資料1-1の1ページの「(3) 障害福祉サービスの充実」の「⑦サービス等利用計画の作成」の中に、「デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業」とありますが、計画の中では具体的にはどのような内容を検討していますか。

事務局： 日常生活用具支援事業ということでデジタル機器の給付の他、窓口においてはタブレット端末を使用しての手話通訳や、東京都の電話リレーサービス等の仕組みを使用しています。現在はタブレット等で障害をお持ちの方のコミュニケーションを図ることができますので、支援サービスの周知の他、各事業者の支援がスムーズにいくよう機器の活用に関する情報を展開しています。また、計画としては東京都の事業を活用し、障害をお持ちの方を対象としたスマートフォン教室の開催を検討しています。

委員： 事前資料1-1の1ページ「2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）」の「(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援」の中に、「医療的ケア児に対する支援のための体制整備」とありますが、具体的にはどのような体制を検討していますか。

事務局： 障害福祉課には医療的ケア児のコーディネーターがいますので、医療的ケア児の相談があった場合は、障害福祉課に集約した上で、コーディネーターを中心に関係機関を招集し、支援にあたる体制を取っています。

会長： 今後、様々な相談事例を含めて、問題を整理できれば良いと思います。その他いかがでしょうか。他になれば、次に進みます。

(2) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の(案)について

事務局： 議題(2)次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の(案)について、御説明します。資料は、事前資料2-1、及び2-2になります。

まず、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の施策の体系案について御説明します。A3判の事前資料2-1、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）施策の体系案を御覧ください。こちらの資料は、第8期計画における課題、第9期に向け示された国の方針等を踏まえ、検討した第9期計画の施策の体系案となります。資料の見方ですが、左側から、現在の第8期計画の内容となっております、基本理念、計画の体系を記載しています。その隣、国の方針は、現時点で国から示されている基本指針案から、ポイントを抜粋したものが記載してあります。その隣、福生市の課題は、前回の委員会で御報告しました課題シートの内容から抜粋したものになります。それらを踏まえて検討した第9期計画の施策の体系案が太枠で囲まれた部分になります。

太枠部分を御覧ください。まず、次期計画の基本理念ですが、「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために 地域包括ケアシステムの深化・推進」としています。第8期計画の評価からも、基本理念の方向性に大きな変更はないことから、大幅な修正は行っておりませんが、「地域包括ケアシステム」については、これまでの推進をより強化する、向上させるといった意味合いを持たせるため、国の方針に基づき、「深化」の文言を追加しました。

次に、基本方針、施策の方向性、関連する施策です。基本方針は、第8期計画の3つから1つ増やし、4つに変更しています。また、これまで目指すべき方向性を「いきいき・すこやか」などの単語で表現し、その方向性を補足するような形で、具体的な取組を文章で表記していましたが、次期計画では、より具体的にイメージがつかめるような表現方法に変更しました。

基本方針1は、「いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす」で、施策の方向性は2つあり、「1 地域社会への参加・生きがいの推進」、「2 健康寿命の延伸」を位置付けています。この基本方針では、自分の望むように、健康で生きがいをもった生活を送れることを目指し、この方向性を推進する施策を位置付けています。なお、施策名に下線があるものは、新たに位置付けた施策、星印があるものは、方向性の評価をするための指標としたいと考える施策になります。前回の委員会でオーラルフレイル予防の重要性を御指摘いただきましたので、施策にも反映しています。

基本方針2は、「地域で安心した生活を送る」で、施策の方向性は3つあり、「3 地域包括支援センターを中心とした連携」、「4 見守り支援の強化」、「5 在宅生活支援の充実」を位置付けています。この基本方針では、第8期計画中に包括支援センターが3か所になり、体制が強化されたこと、また、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うことが期待されることから、施策の方向性に「地域包括支援センターを中心とした連携」を頭出ししました。第8期計画にありました「生活支援」・「住まい・住環境の支援」については、どちらも在宅生活の支援を行う施策が紐づけられていることから、統合を行い、「在宅生活支援の充実」としました。

2ページを御覧ください。基本方針3は、「認知症と共に生きる地域に向けて」で、施策の方向性は2つあり、「6 認知症高齢者と家族の支援」、「7 認知症に関する普及啓発」を位置付けています。この基本方針は、第8期計画では、一段階下の施策の

方向性に位置付けられていた認知症の支援を基本方針に格上げした形になります。認知症基本法の成立や市の認知症高齢者の割合の増加傾向からも、より注力すべき課題ととらえ、基本方針の1つとして編成しました。

基本方針4は、「地域で支えあう介護の実現」で、施策の方向性は2つあり、「8 介護保険事業の円滑な運営」、「9 介護を支える地域づくり」を位置付けています。「介護保険事業の円滑な運営」部分が、介護保険事業計画にあたる部分となります。

なお、各施策の掲載については、高齢者を取り巻く施策がより横断的に把握できるよう、引き続き検討を進めたいと考えています。また、現時点で予算化できていない施策もありますが、庁内での調整を進めます。

次に、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（イメージ案）を御覧ください。こちらは、これから本格的に策定を行います計画の原案イメージで、一部構成を抜粋したものになります。3ページの目次を御覧ください。計画の構成ですが、第8期計画と同様に、第1部が総論、第2部が高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第3部が資料としています。第1部の総論では、計画策定の背景、高齢者実態調査結果も含めた、高齢者を取りまく状況等について記載します。また、第2部では先ほどお示ししました施策の体系に沿った内容を記載する予定です。今後は、デザイン等も含め、計画書案の作成を進め、次回以降の地域福祉推進委員会でお示しする予定ですので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

会 長： 御意見、御質問等あればお願いします。

委 員： 先程の障害福祉計画にも記載がありましたが、「ヤングケアラーを含む家族支援」について、どのような窓口や相談体制等を検討していますか。

事務局： 基本的には、東京都で発行している「ヤングケアラー支援マニュアル」に沿って運用していく形になります。その他、地域包括支援センター等から連携された世帯の情報を元に、個別の事例に合わせて連携先を決定し、適切に支援できるよう柔軟に対応していきます。

事務局： ヤングケアラーの情報が入った場合の窓口は子ども家庭支援課及び児童相談所となりますが、どこの窓口に繋いで良いか分からない場合には、社会福祉課にて「重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業」を行っていますので、社会福祉課に繋いでいただくことでも関係機関に繋がるようになっていきます。

副会長： 事前資料2-1の2ページの国の方針「1 介護サービス基盤の計画的な整備」においても、中長期的な地域の人口動態を把握するよう述べられているが、福生市における今後の人口推移はどのように捉えていますか。

事務局： 人口の推移については、市で作成している人口ビジョンや国の地域包括ケア「見える化」システムを活用して算出する予定であり、現時点では具体的な数字や推移はお伝えできません。

会 長： 事前資料2-1の1ページの市の課題には「6 住まい・住環境の支援」とありますが、報道でも高齢者等の住居確保が非常に困難であると言われていています。今後、施策の一環としてシルバーピアを増やしていくのか伺いたいです。

- 事務局： 介護保険の浸透や地域包括ケアシステムの活用により、元々住んでいる場所で長く住み続けられるまちを目指しているため、現時点ではシルバーピアを増やす検討はしていません。
- 会長： 高齢者実態調査では、10.8パーセントが「その他賃貸住宅」に住んでいると回答しているとのことですが、その方々が年齢等の問題で住宅確保が困難になってしまった場合、どの窓口へ相談に行けば良いか教えてください。
- 事務局： 高齢者の総合相談の窓口として、地域包括支援センターがあります。
- 委員： 在宅医療を受けていた方の死亡率について、市では把握していますか。
- 事務局： 数値について市では把握はしていませんが、福生市では高齢者施設が多くありますので、施設での見取りの件数の方が多くある認識です。
- 委員： サービス付き高齢者住宅では、亡くなった方を都に報告する仕組みになっています。在宅医療を受けている方の関係機関が市に報告するようなシステムは作れないのでしょうか。
- 事務局： 死亡届の届出先が、福生市であるとは限らないため、現時点では在宅医療を受けている方が、いつどこで亡くなったかを正確に把握する手段がない状況です。
- 委員： 独居の高齢者の見守りについて、当事者が支援を拒んだ場合、市に連携して良いのか、民生委員に相談した方が良いのか、どちらでしょうか。
- 事務局： まずは、地域包括支援センターに情報連携していただければと思います。場合によっては民生委員に見守りをお願いしたり、地域のサークル活動等を通じて地域と繋がることを勧めたりと、それぞれの方に必要な支援を提供しています。
- 会長： 事前資料2-1、2ページの国の方針では「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」とあるが、介護サービスに従事している人材が不足・高齢化している現状があります。介護事業所からヘルパーの人材確保の方法について、今まで相談はあったのでしょうか。
- 事務局： 現時点では人材不足に関する御相談は受けたことがない状態です。
- 会長： 介護事業所から人材確保について相談があった場合、市としてはどのようなアドバイス等いただけるのでしょうか。
- 事務局： 市としては認定ヘルパー養成研修を行っています。こちらを受講していただくと総合事業の身体介護を伴わないヘルパーとして、事業所と契約を結べるようになりますので、そのような事業を通じて介護人材の裾野を広げるような取り組みを引き続き行います。
- 委員： 介護人材について、事前資料2-1、2ページの「8 介護保険事業の円滑な運営」の中に「⑥介護人材の確保・定着」とありますが、今行っている事業にプラスして方針をお示しいただけるのでしょうか。
- 事務局： 担当課においても、介護人材の育成・確保の取り組みを検討しています。現時点では予算化できていない状況ですので、具体的な内容はお示しできませんが、新しい計画の中に事業が位置付けられるよう、検討を進めているところです。
- 委員： 独居の高齢者見守り支援について、町会に加入していない方が多い中で、町会や民生委員に渡されている避難行動支援希望者の名簿は手上げ式で作成されています。災

害発生時に名簿に掲載されていない方の安否確認ができない状況がありますが、それについてどのように考えられますか。

事務局： 令和4年12月から「高齢者見守りステーション」を開設しています。こちらは平常時の対応となりますが、介護保険等を利用していない高齢者の自宅を一軒一軒訪問して安否の確認を行う事業となっておりまして、現在75歳以上の高齢者宅を訪問しているところです。

委員： 民生委員としても地域や市からの依頼がなければ、訪問するのが難しい状況にあるので、「高齢者見守りステーション」にて高齢者宅を訪問して頂けるのはありがたいです。様々な方がいると思いますので、平時から訪問していかないと災害時の発見はより難しくなると感じます。

会長： 施策を進めていくには、実態を明確にしていくことが大切になると感じます。色々な施策を組み合わせる必要があると思いますが、今回の施策の体系で具体的な計画に反映できれば良いのではと感じます。他に何かありますか。なければ、事務局にお返しします。

5 その他

事務局： 会長、委員の皆様、各議題を御審議くださりありがとうございました。1件事務局より御報告があります。長年地域福祉推進委員を務めていただいた諏訪委員が今回の会議を以て委員を退任されることになりましたので、御報告します。なお、後任の委員につきましては、現在選任の手続き中ですので、決定次第皆様に御報告します。それでは、委員の皆様から何かありますか。なければ、事務局から事務連絡があります。

事務局： 2点御連絡があります。1点目は、令和5年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録についてです。事前資料3の令和5年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録を御覧ください。こちらは前回、7月26日に開催しました第2回地域福祉推進委員会の会議要録です。事前資料として送付しましたが、何かお気づきの点などがありましたら、事務局まで御連絡ください。後日、福生市ホームページに掲載する予定です。2点目は、次回委員会の開催について御案内します。第4回の福生市地域福祉推進委員会ですが、令和5年10月25日水曜日午後1時30分から、会場はもくせい会館301、302会議室を予定しています。

6 閉会

事務局： 以上を持ちまして、令和5年度第3回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

(午後3時18分 閉会)